

過料に関する弁護団長談話

本日、文化庁は、質問権行使に対して回答しない項目が多数あったなどとして、統一教会の代表役員に対して過料を科すように東京地方裁判所に通知を発する予定であると発表しました。

統一教会には、質問権の行使に対して、宗教法人の責務として真実を明らかにする法的義務がありました。それにもかかわらず、統一教会は質問に回答しなかったのであり、意図的に真実の解明を妨げてきたと言わざるを得ません。統一教会が過料に処せられるべきなのは、当然です。

統一教会に対しては、過料の通知がなされた意味を真摯に受け止め、自らが生み出した被害を認め、被害者に対して誠実に対応するようにあらためて強く求めます。

これまで統一教会は、当弁護団との集団交渉においても全く不誠実な対応を取り続けてきました。回答義務がある質問権行使に対してすら、同じように不誠実極まりない対応を取っていたのです。統一教会が自らを顧みて被害者に向き合うことなど期待できず、自浄作用がないことが端的に示されたといえます。

統一教会のこのような不誠実な対応はまさに解散請求の一根拠となり得るものというべきです。そして、裁判所による解散命令が出されなければ、これからも被害が増え続けることは明らかです。文化庁におかれては、過料の通知のみならず、速やかに解散請求を行っていただきたいと思います。

2023（令和5）年9月6日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団
弁護団長 弁護士 村越 進